

## 注意事項

- 1 鳥獣の捕獲等を実施するために入林する場合は、「狩猟目的で入林される皆様へ」共通事項、森林管理署の注意事項及び入林禁止区域図をよく確認し、十分理解していただいた上で、入林の際に携行していただく必要があります。
- 2 森林管理署の注意事項は、狩猟入林申請書提出先の森林管理署等で配布しております。  
また、北海道森林管理局のホームページでは「狩猟目的で入林される皆様へ」共通事項及び入林禁止区域図を公開しておりますので、こちらから入手して下さい。  
北海道森林管理局 URL <http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/nyurin/index.html>  
入林禁止区域図は、猟期前（9月頃）に更新します。
- 3 団体に届け出る場合は、「狩猟目的で入林される皆様へ」共通事項、森林管理署の注意事項及び入林禁止区域図を、構成員に必ず伝達する前提で申請して下さい。  
また、別紙4の構成員名簿を提出して下さい。
- 4 入林申請者に対して北海道が発行する「狩猟者登録証」の確認をさせていただくことがあります。
- 5 入林される際は、安全のため、この用紙を点線で折り、承認印の押された面を上にして、車両の見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、この用紙の写しを車両ごとに掲示して下さい。
- 6 銃器を使用される方は、他の入林者への注意喚起として、森林管理署等が配布する注意喚起書を車外から見やすい場所に掲示して下さい。なお、複数の車両で入林する場合は、車両ごとに掲示して下さい。
- 7 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を目的として入林しようとする場合は、夜間銃猟作業計画を合わせて提出してください。なお、入林申請書を提出する際に都道府県知事の確認が得られていない場合は、確認が得られ次第提出してください。

以上のことを十分理解いただけましたら、入林申請書のチェックボックスにチェックをして、この入林申請書を提出して下さい。